

## かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価（案）

○2023年5月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。

○「2022年度の県の主な取り組み」欄の各取り組み実績の末尾の〔 〕内に記載されている数字は、「かながわDV防止・被害者支援プランの2022年度事業実績」(P〇～〇)の事業の通し番号です。

### 【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価】

- 被害者支援について、LGBTの視点を持ち、相談窓口や一時保護など、性的マイノリティの方への配慮を加えるべき。
- 被害者の意思を尊重し、被害者が逃げる支援だけでなく、自宅にとどまりながら回復を目指すような支援も検討するべき。

### 重点目標Ⅰ 暴力の未然防止

<p>2022年度の県の主な取り組み 【事業実績の通し番号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取り組みを行いました。</li> <li>○人権教育指導者養成研修講座(1回)、県立学校人権教育校内研修会(9校)において、交際相手からの暴力の問題について取り上げました。</li> <li>○各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けました(46件) [1]</li> <li>○DV及びデートDV被害防止のための啓発冊子や窓口案内カードを作成し、関係機関のほか県内中学校・高校で配布するとともに、デートDVの気づきを促す短編動画の配信やデートDV防止啓発講座(2022年度10回実施 延1,510人参加)、DV被害を防止する啓発講座(2022年度4回実施 延47人参加)を実施しました。 [2,4,6,8,9]</li> <li>○被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがを活用して周知広報を行いました。 [5]</li> </ul>
--	--

### 【「重点目標Ⅰ 暴力の未然防止」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 若年層への広報について、冊子媒体では届かない。ネットで見られる動画などが増えるとよい。
- 数値目標としてDVへの理解度を調査しているが、どう分析するのか評価が難しい。調査のあり方が課題である。
- 10代、20代に向けたデートDVの周知は、学校での取組を促進しており評価できる。

### 重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

<p>2022年度の県の主な取り組み 【事業実績の通し番号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門相談や多言語相談を含むDV被害者相談を実施するとともに、自立支援のための相談や適切な情報提供を行いました。 [14,15,16,18] また、休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、男性に対する相談も実施しました。 [22,23,24,25,26,27]</li> <li>・ DV相談:2022年度 5,271件 (参考)DV相談:2021年度 5,410件 (以下の相談を含みます)</li> <li>・ 法律相談 44件、精神保健相談 7件、メンタルケア 40件、</li> <li>・ 多言語相談件数 528件</li> <li>・ 週末ホットライン相談 244件</li> <li>・ 男性被害者相談 625件、DVに悩む男性相談 49件</li> <li>○県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修等で関係者向けに相談窓口における安全確保に関する情報交換・情報提供を実施しました。 [30]</li> <li>○外国籍被害者向けの8言語による啓発リーフレットの作成・配布や多言語相談を実施するとともに、障がい者等に対しても、適切な関係機関についての情報提供を行うなどの対応を行いました。 [31]</li> <li>○DV相談窓口の案内カード等について、県施設、市町村のみならず、各警察署、病院等に配布しました。 [36]</li> <li>○電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談窓口の受付時間を拡充しました。 [38]</li> <li>・かながわDV相談LINE:2022年度 3,213件 (参考)かながわDV相談LINE:2021年度 3,075件</li> </ul>
--	--

### 【「重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- LINE相談、多言語相談、男性被害者相談が多く利用されており、多様な相談窓口体制を整えていることは評価できる。
- LGBTの方の相談窓口を明確に示すべき。

### 重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備

2022年度 の県の主 な取組み 【事業実績 の通し番 号】	<p>○一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行いました。〔42〕 ・一時保護:2022年度143件(参考)一時保護:2021年度160件</p> <p>○市町村、県警及び民間団体と連携し、休日夜間を含めた受入体制及び一時保護体制の確保に努めました。〔43,44,45〕また、必要に応じて一時保護委託を行うなど、子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人被害者等、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行いました〔46〕。さらに、県、市町村、民間団体間で協定を締結して行う三者協働一時保護も併せて実施しました。〔48〕</p> <p>○一時保護利用者に対して、看護師及び心理判定員による健康面や心理面のケアを行うとともに、同伴児童を伴う利用者に対しては、保育士及び教育指導員による日中保育や学習機会の提供を行いました。〔49,50,55〕また、児童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図りました。〔58〕</p> <p>○相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供を依頼するなどの被害者の安全確保に努め、通報内容によっては児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供や、市町村に通報する等し、連携して対応しました。〔60,62,63〕また、警察とも緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めました。〔69〕さらに、被害者に対し保護命令制度について説明を行い、申立ての際に安全に制度利用できるよう助言、相談を行いました。〔72〕</p>
---	--

#### 【「重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 一時保護施設では携帯電話が使えないことで、弁護士との連絡すら取りづらくなる。安全第一の中で、必要な連絡がとれる環境づくりを検討する必要がある。
- 一時保護の受入体制が整備されてきたことは評価できる。
- 一時保護件数は減少傾向にあるため、必要な人が利用しやすいよう、利用の障壁となっている原因を検証し、多くの人が利用できる体制を整えるべき。

### 重点目標Ⅳ 自立支援の促進

2022年度 の県の主 な取組み 【事業実績 の通し番 号】	<p>○民間団体等との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保のための適切な情報収集及び情報提供を行いました。〔85〕就労支援については、相談窓口での県・市町村の制度やハローワークを活用するための情報提供を行うとともに、資格取得を目指し職業訓練等を受講する母子家庭の母等に対し給付金を支給することで、母子家庭の母等の経済的自立を支援しました(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談1,225件、就業支援講習会18回)。〔89,90,91〕また、関係機関と連携し、生活保護が必要な被害者に対して申請に基づき適切な保護を実施した一方、扶養義務者に対し扶養の可能性を調査する際には、被害者の安全確保の観点から配慮の上、支援を実施しました。〔94〕</p> <p>○一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行うとともに、連絡会議を開催(2022年度2回)し、情報共有など連携に努めました。〔104,105〕</p> <p>○被害者の精神的なケアの充実のため、メンタルケアの実施回数の拡充を行いました。〔107〕</p> <p>○同伴児童に対する支援については、児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、心のケアを行い〔110,111,112,113,114〕、併せて入学検定料や入学金等の減免をしたり、転校先等の情報を厳重に取扱うなどの配慮を行いました。〔118,119,120〕</p> <p>○女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行いました。〔133〕また、非常勤心理士を2名配置し、被害者や同伴児童・同伴者への心理的な支援や、退所者支援事業担当職員による退所者への支援を実施しました。〔134,135〕</p>
---	--

#### 【「重点目標Ⅳ 自立支援の促進」の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】

- 自立支援は、令和5年の法改正でも重要視されている。DV被害者の特性に配慮した自立支援を行っていくことが重要である。
- 急性期から自立期への移行がスムーズに進むよう、移行支援の施策を充実させる必要がある。
- 民間団体等との連携も含め、急性期から自立期まで支援の全体像が分かるよう示すべき。

### 重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

2022年度 の県の主 な取組み 【事業実績 の通し番 号】	<p>○県内市町村のDV主管課長会議や地域DV対策情報交換会議等で情報提供・情報交換を行い、市町村の基本計画策定及び市町村の庁内外の連携を支援し、31市町村で基本計画を策定しました。〔137,138〕また、市町村相談員対象の拡大事例検討会等(4回)と女性問題研修会(4回)を実施し、市町村の被害者相談窓口の充実を図りました。〔144,145,146,147〕</p> <p>○被害者支援に取り組んでいる民間団体との意見交換会・連携会議の開催や、民間団体職員を対象とした研修を実施し連携を強化するとともに、団体の行う自立支援活動等に対する補助を行いました。〔179,181,182,185〕</p> <p>○女性問題研修会や事例検討会を開催するなど、支援者の資質向上と連携強化に取り組みました。〔202〕</p> <p>○DV防止及び被害者支援のための調査として、相談窓口登録者へのアンケートを行い、その結果を踏まえてLINE相談窓口の充実を行う等施策に反映させました。〔207〕また、DV防止や男性被害者支援及び加害者対応プログラム、困難女性支援新法に伴う体制・環境整備等について、国へ要望を行いました。〔210,211,212〕</p>
---	---

#### 【「重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 民間団体及び関係行政機関と連携に努めていることは評価できる。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、市町村は市町村基本計画の策定に努めるよう規定された。これを契機に、DV防止法に関する基本計画も県内全ての自治体で策定するよう働きかけるべき。

<参考>数値目標の達成状況

目標	No.	項目	目標値 (目標年 度)	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	DVプラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合						
		①「平手で打つ」【身体的暴力】	100% (2022)	78.8%	-	-	-	87.7% (2017)
		②「何を言っても長時間無視し続ける」【精神的暴力】	100% (2022)	54.9%	-	-	-	59.3% (2017)
		③「大声でどなる」【精神的暴力】	100% (2022)	59.8%	-	-	-	64.1% (2017)
		④「生活費を渡さない」【経済的暴力】	100% (2022)	72.1%	-	-	-	61.3% (2017)
		⑤「交友関係や電話を細かく監視する」【社会的暴力】	100% (2022)	53.7%	-	-	-	23.4% (2017)
		⑥「いやがっているのに性的な行為を強要する」【性的暴力】	100% (2022)	86.9%	-	-	-	82.2% (2017)
	2	恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」ということについての周知度						
		①全年代	100% (2022)	27.9%	-	-	-	26.1% (2017)
		②10・20代	100% (2022)	54.1%	-	-	-	39.1% (2017)
	3	DV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	77.8%	-	-	-	77.5% (2017)
	4	男性向けDV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	25.2%	-	-	-	37.2% (2017)
	5	DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数 (対象: 県内19市・14町村)	33市町村 (2023)	31市町村	31市町村	30市町村	29市町村	27市町村 (2017)



## 2 かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価

○2022年9月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。  
 ○「2021年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の〔 〕内に記載されている数字は、「かながわDV防止・被害者支援プランの2021年度事業実績」(P62～92)の事業の通し番号です。

### 【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価】

○ 施策の進捗は認められるが、当事者の状況は多様であるため、急性期から自立期まで含めて、県のDV対策全体を包括的に評価する視点が重要である。

○ 目標が具体化・数値化されておらず、県民ニーズ調査結果のデータもないため、評価が難しい。次期プラン策定の際には、評価するという事柄も念頭に置いてプランの内容を検討すべき。

○ 全国的にはコロナの影響でDVが増加している現状があり、その対応としてのSNSを使ったDV相談では、相談件数も増え進捗は認められるが、現状の施策内容で十分か再考すべき。

(その他参考意見)

○ 女性相談員の配置率が高いことは評価できるが、非常勤であるなど処遇が十分でないため若い年齢層の人の入職が難しいことが長期的な課題である。

### 重点目標Ⅰ 暴力の未然防止

2021年度の県の主な取組み 〔事業実績の通し番号〕	<p>○学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組みを行いました。〔1〕</p> <p>○DV及びデートDV被害防止のための啓発冊子や窓口案内カードを作成し、関係機関のほか県内中学校・高校で配布するとともに、デートDVの気づきを促す短編動画の配信、DV被害を防止する啓発講座(2021年度2回実施)及びデートDV防止啓発講座(2021年度9回実施)を実施しました。〔2,4,6,8,9〕</p> <p>○被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがを活用して周知広報を行いました。〔5〕</p>
-------------------------------	--

### 【「重点目標Ⅰ 暴力の未然防止」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○ パンフレットの配布等による周知活動は評価できるが、どのような目標で行われ、どのような成果を上げているかということが分かりにくく、長期的な視点で実施していくことが重要である。

○ 学生や若者向けのDV・デートDV啓発においては、LGBTの問題やSNSを利用した暴力についても検討し、学校・大学等への外部講師の派遣等もさらに実施していく必要がある。

### 重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

2021年度の県の主な取組み 〔事業実績の通し番号〕	<p>○配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門相談や多言語相談を含むDV被害者相談を実施するとともに、自立支援のための相談や適切な情報提供を行いました。〔14,15,16,18〕また、休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、男性に対する相談も実施しました。〔22,23,24,25,26,27〕</p> <p>・DV相談:2021年度 5,410件(参考)DV相談:2020年度 5,691件</p> <p>○県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修等で関係者向けに相談窓口における安全確保に関する情報交換・情報提供を実施しました。〔30〕</p> <p>○外国籍被害者向けの啓発リーフレットの作成・配布や多言語相談を実施するとともに、障がい者等に対しても、適切な関係機関についての情報提供を行うなどの対応を行いました。〔31〕</p> <p>○DV相談窓口の案内カード等について、県施設、市町村のみならず、各警察署、病院等に配布しました。〔36〕</p> <p>○外出自粛や経済状況悪化による失業等で家族が家にいる時間が多くなり、電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談窓口の受付体制を2回線から4回線に拡充しました。〔38〕</p> <p>・かながわDV相談LINE:2021年度 3,075件(参考)かながわDV相談LINE:2020年度 2,245件</p>
-------------------------------	---

**【「重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】**

- DV被害者等が相談先を積極的に探さなくてもすぐに目に入るよう、周知方法等を工夫すべき。
- 男性に対する支援に取り組んでいるのは非常に良い。男性相談窓口の周知をさらに広げるべき。
- LGBTのDV被害者は潜在化しやすいため、LGBT専用のDV相談窓口が必要である。

**重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備**

2021年度の県の主な取組み 【事業実績の通し番号】	<p>○一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行いました。[42] ・一時保護:2021年度160件(参考)一時保護:2020年度150件</p> <p>○市町村、県警及び民間団体と連携し、休日夜間を含めた受入体制及び一時保護体制の確保に努めました。[43,44,45]また、必要に応じて一時保護委託を行うなど、子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人被害者等、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行いました[46]。さらに、県、市町村、民間団体間で協定を締結して行う三者協働一時保護も併せて実施しました。[48]</p> <p>○一時保護利用者に対して、看護師及び心理判定員による健康面や心理面のケアを行うとともに、同伴児童を伴う利用者に対しては、保育士及び教育指導員による日中保育や学習機会の提供を行いました。[49,50,55]また、児童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図りました。[58]</p> <p>○相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供を依頼するなどの被害者の安全確保に努め、通報内容によっては児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供や、市町村に通報する等し、連携して対応しました。[60,62,63]また、警察とも緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めました。[69]さらに、被害者に対し保護命令制度について説明を行い、申立ての際に安全に制度利用できるよう助言、相談を行いました。[72]</p>
-------------------------------	--

**【「重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】**

- LGBTの被害者が簡易宿舎等で保護され二次被害に遭うといったことがないよう、適切に安全な場所が提供できる体制づくりが必要である。

**重点目標Ⅳ 自立支援の促進**

2021年度の県の主な取組み 【事業実績の通し番号】	<p>○民間団体等との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保のための適切な情報収集及び情報提供を行いました。[85]就労支援については、相談窓口での県・市町村の制度やハローワークを活用するための情報提供を行うとともに、資格取得を目指し職業訓練等を受講する母子家庭の母等に対し給付金を支給することで、母子家庭の母等の経済的自立を支援しました。[89,90,91]また、関係機関と連携し、生活保護が必要な被害者に対して申請に基づき適切な保護を実施した一方、扶養義務者に対し扶養の可能性を調査する際には、被害者の安全確保の観点から配慮の上、支援を実施しました。[94]</p> <p>○一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行うとともに、連絡会議(2021年度対面開催1回、書面開催1回)を開催し、情報共有など連携に努めました。[104,105]同伴児童に対する支援については、児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、心のケアを行い[110,111,112,113,114]、併せて入学検定料や入学料等の減免をしたり、転校先等の情報を厳重に取扱うなどの配慮を行いました。[118,119,120]</p> <p>○女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行いました。[133]また、非常勤心理士を配置した、被害者や同伴児童・同伴者への心理的な支援や、退所者支援事業担当職員による退所者への支援を実施しました。[134,135]</p>
-------------------------------	--

**【「重点目標Ⅳ 自立支援の促進」の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】**

- 婦人保護施設の定員充足率の低さは全国的に課題になっているため、工夫や改善を加えて、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の下でより一層有効な施設になるようにするとよい。
- 母子生活支援施設の配置数は減少しており、中長期的にアパート設定等の独立居住が難しい場合、民間での支援のみでは限界があるので、県はどのような体制をとっていけるかが課題である。

## 重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

2021年度の県の主な取組み 〔事業実績の通し番号〕	<p>○県内市町村のDV主管課長会議や地域DV対策情報交換会議等で情報提供・情報交換を行い、市町村の基本計画策定及び市町村の庁内外の連携を支援しました。〔137,138〕また、市町村相談員対象の研修や事例検討会等を実施し、市町村の被害者相談窓口の充実を図りました。〔144,145,146,147〕</p> <p>○被害者支援に取り組んでいる民間団体との意見交換会・連携会議の開催や、民間団体職員を対象とした研修を実施し連携を強化するとともに、団体の行う自立支援活動等に対する補助を行いました。〔179,181,182,185〕</p> <p>○女性問題研修会や事例検討会を開催するなど、支援者の資質向上と連携強化に取り組みました。〔202〕</p> <p>○相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させました。〔207〕また、DV防止や男性被害者支援及び加害者対応プログラム等について、国へ要望を行いました。〔210,211,212〕</p>
-------------------------------	---

<p><b>【「重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】</b></p> <p>○被害者は市町村の窓口駆け込むことが多いため、窓口の市町村と、それを支援する県という役割分担を組み合わせる必要がある。特にLGBTの被害者支援の問題などの新しく出てきた問題の対応について、県がリードして欲しい。</p>
---

### <参考> 数値目標の達成状況

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2023年度 実績値	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	DVプラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合							
		①「平手で打つ」【身体的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	87.7% (2017)
		②「何を言っても長時間無視し続ける」【精神的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	59.3% (2017)
		③「大声でどなる」【精神的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	64.1% (2017)
		④「生活費を渡さない」【経済的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	61.3% (2017)
		⑤「交友関係や電話を細かく監視する」【社会的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	23.4% (2017)
		⑥「いやがっているのに性的な行為を強要する」【性的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	82.2% (2017)
	2	恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」ということについての周知度							
		①全年代	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	26.1% (2017)
		②10・20代	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	39.1% (2017)
	3	DV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	77.5% (2017)
	4	男性向けDV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	37.2% (2017)
	5	DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数 (対象:県内19市・14町村)	33市町村 (2023)	-	-	31市町村	30市町村	29市町村	27市町村 (2017)